

ご存知ですか？

あなたの権利と財産を守る「成年後見制度」

将来に不安がある

一人暮らしで、親族が近くにいない。将来、高齢者施設に入所したり、入院した際に誰かに手続きを手伝ってほしい。

離れて暮らす親が…

親がアルツハイマー型の認知症と診断され、物忘れが進んでいる。通帳や財布も頻繁に失くしてしまい、誰かが代わりに管理する必要が出てきた。

障がいのある子どもと暮らしています

将来、子どもの世話ができなくなった時のことが心配…。

成年後見制度に関することはお気軽にご相談ください

成年後見制度推進事業



社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会
生活支援課 相談支援（そうだんしえん）係



目次

- 1 成年後見制度推進機関にご相談ください
- 2 成年後見制度ってどんな制度？ どの時に利用できる制度？
- 3 成年後見制度にはどんな使い方がある？
- 4 申立ての仕方や手続きは？
- 5 申立ての準備とその後の流れ
- 6 こんな相談にも乗っています。地域福祉権利擁護事業

成年後見制度推進機関にご相談ください

都内各区市では、身近な地域で成年後見制度に関する相談等を受けられるよう、成年後見制度推進機関を設置しています。成年後見制度に関する相談をはじめ、成年後見人等の紹介や親族等の成年後見人等に対する相談会、地域での学習会、地域関係者のネットワークづくり等を行っています。

一般相談（常時）

成年後見制度についての説明や、制度を利用するために必要な手続きや費用についての説明、後見人等候補者を探すための情報提供や支援等、成年後見制度の利用に関わる相談に無料で応じます。

【面談や電話による相談】

- ★日時 月曜日から金曜日（祝日除く）の午前8時30分から午後5時15分
- ※来所して相談する場合は、事前に電話連絡をお願いします

専門相談会【予約制】 （奇数月第2火曜日）

司法書士が、個別に成年後見制度についての相談に無料で応じます。

【面談による相談】

- ★日時 奇数月（1月・3月・5月・7月・9月・11月）の第2火曜日
- ①午後2時から2時40分
- ②午後2時40分から3時20分
- ③午後3時20分から4時
- ※事前に電話で予約してください。相談時間は40分です。
- ★対象 成年後見制度に関することで相談したい市内在住の方

講演会や講座の開催

成年後見制度や権利擁護に関する講演会や講座を開催し、成年後見制度等の利用促進を図ります。

また地域の勉強会や講座に講師として出向きます。お気軽にご相談ください。

後見人等のサポート

親族後見人等として、後見等業務を行っているあきる野市民を対象に、後見等業務がスムーズに行えるよう支援します。

- ★成年後見人等連絡会の開催
- ★成年後見人等向けの研修会の開催

【問合せ等】 相談支援係 電話042（533）3548

■ 成年後見制度 ってどんな制度？

認知症や知的障がい、精神障がい等で、判断能力が不十分な方のために、法律的に権限を与えられた援助者（成年後見人等）が、本人に代わって財産管理や契約手続き等を行う制度です。成年後見制度には2種類あります。

任意後見制度

将来の不安に備えたい場合



判断能力が低下した時に備えて、将来「支援してほしい人、支援してほしい内容」をあらかじめ契約書で決めておきます。判断能力が低下した時に家庭裁判所に申立てを行い、契約書に基づき支援を受けることができる制度です。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合



判断能力が不十分なために自分で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合、家庭裁判所が適任と思われる援助者（後見人、保佐人、補助人）を選任し、本人を支援する制度です。

★契約による後見制度

★法律による後見制度 ※3類型あり

■ どんな時に利用できる制度？

- ◆ 一人暮らしで近くに頼れる親族がない。今は大丈夫だが、将来施設へ入所する際や入院等の手続きをする際に、誰かに手伝ってほしい。
- ◆ 認知症の親の不動産を売却して、高齢者施設の入所費用に充てたい。
- ◆ 離れて暮らしている親の物忘れがひどくなり、訪問販売の被害にあった。これからも被害にあわないか心配。
- ◆ 親が亡くなった後、知的障がいを持つ子どもの将来が心配。
- ◆ 父が亡くなり、遺産相続が発生したが、認知症の母には手続きができない。
- ◆ 親と一緒に住んでいる親族が、年金を勝手に使ってしまったようだ。など



■ 成年後見制度 にはどんな使い方がある？



判断能力が低下した際に、本人や家族が家庭裁判所に申立て（手続き）を行うと、家庭裁判所が本人の状況や財産の調査等を行い、成年後見人等を選任する審判がなされます。登記後、選任された成年後見人等が、本人に代わって財産管理や契約・手続き等を行う支援を開始します。

どの類型で申立てすればいいか悩んだ場合は…

本人の状態を見てどの類型に該当するか迷った場合、申立ての段階では、診断書の内容に対応する類型の申立をしていただくことで構いません。

申立て後、必要に応じて裁判所が鑑定を行い、申立ての類型が適切かどうかを判断します。

任意後見制度



公正証書で契約
(公証役場)



財産管理、将来の生活、
介護、住居等

判断能力低下後

家庭裁判所に申立て

にんいこうけん
任意後見
かんとくにん
監督人

が選任され、
任意後見人が
支援します

判断能力がある元気なうちに、信頼できる人に任意後見人になってもらうことや、判断能力低下後にやってもらいたいこと（財産管理や生活、介護、家のこと等）を話し合い、その内容や支援の方法について公証人が作成する公正証書で契約をします。判断能力が低下した時に家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立を行い、監督人の選任後、任意後見人が支援を開始します。



申立ての仕方や手続きは？

申立てができる人

本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人受任者、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官

【4親等内の親族】

子・孫・ひ孫・ひ孫の子・親・
祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹・
叔父叔母・甥姪・いとこ・
配偶者の親等



申立てをする裁判所

東京家庭裁判所立川支部 後見係

〒190-8589

立川市緑町10番地4

☎042-845-0324、042-845-0325

※本人の住所地が市町村の場合、管轄は立川支部になります。本人の住所地が23区及び島しょの場合は東京家庭裁判所後見センター（千代田区霞が関1丁目1番2号）が管轄の裁判所となります。

申立てに必要な書類（詳しくは「成年後見申立ての手引き」を見てください）

- ① 申立書類（申立て事情説明書、財産目録等）
- ② 戸籍謄本（本人・後見人等候補者）
- ③ 住民票（本人・後見人等候補者）
- ④ 登記されていないことの証明書（本人）
- ⑤ 診断書・診断書付票
- ⑥ 愛の手帳写し（知的障がい者の方）
- ⑦ 費用（収入印紙、郵便切手）

東京家庭裁判所後見サイト

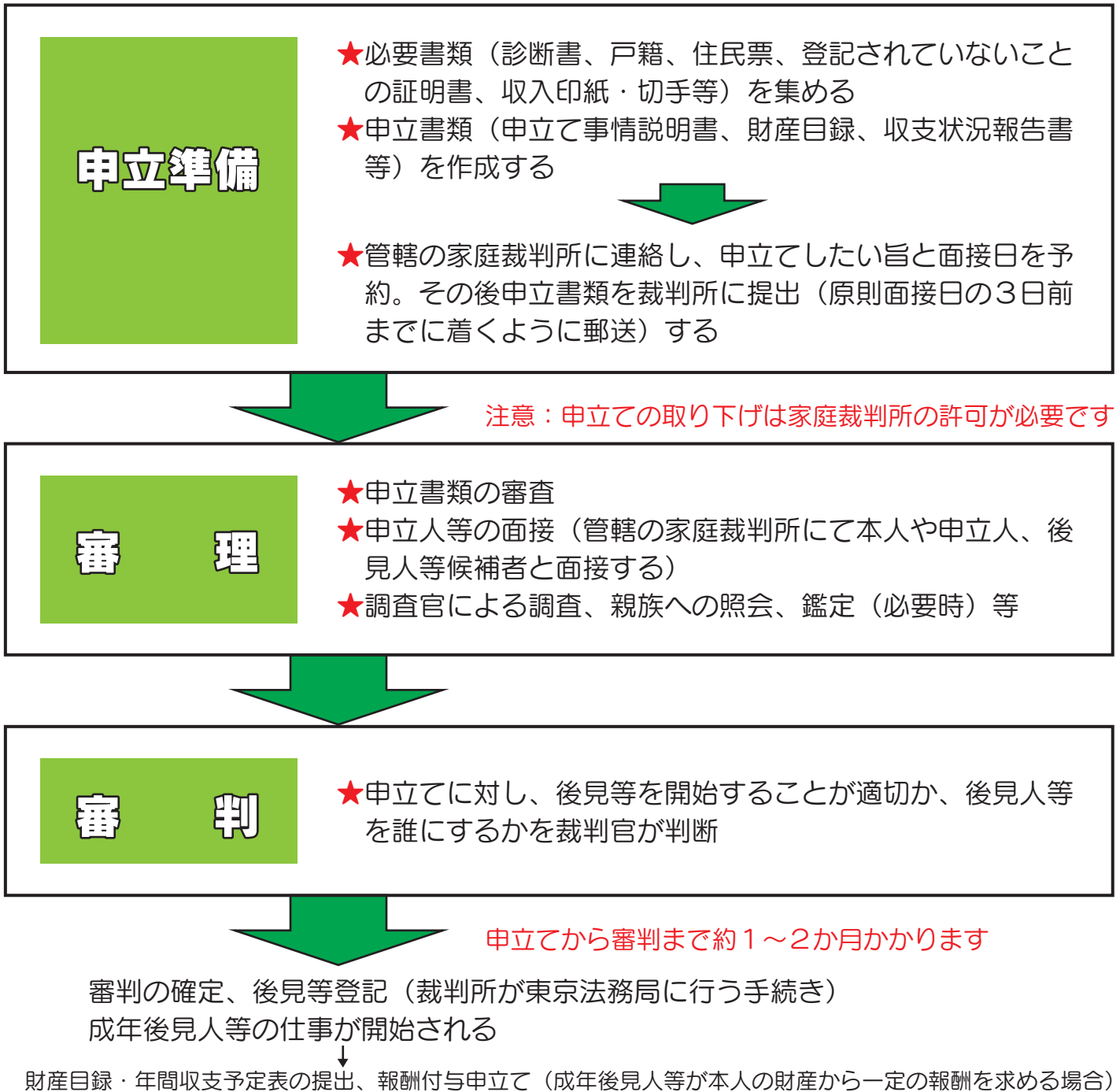
検索



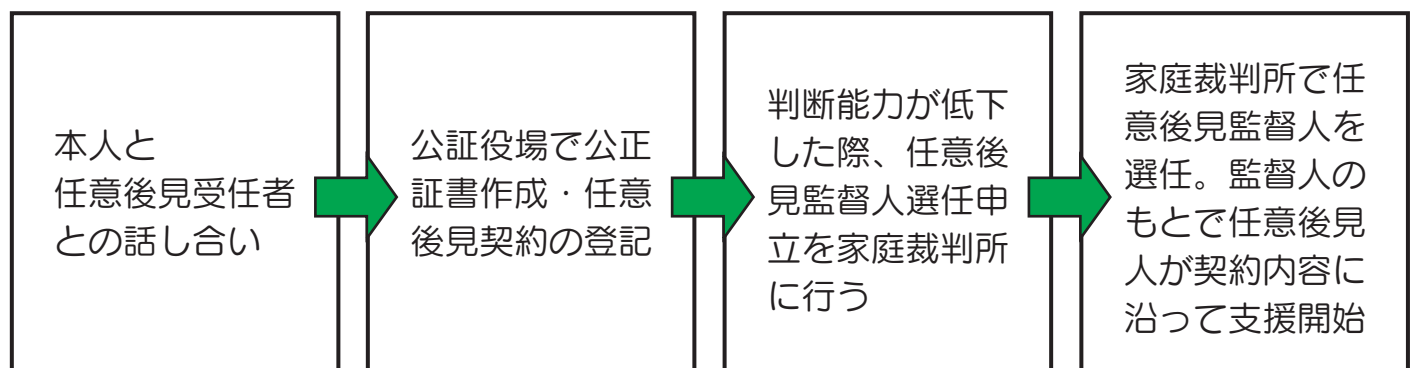
※申立書類及び成年後見申立ての手引きは、あきる野市社協権利擁護係で配布しています。また、「東京家庭裁判所後見サイト」ホームページよりダウンロードできます。裁判所から郵送での取り寄せも可。

■ 申立ての準備とその後の流れ

法定後見制度申立ての標準的な流れ



任意後見制度申立ての標準的な流れ

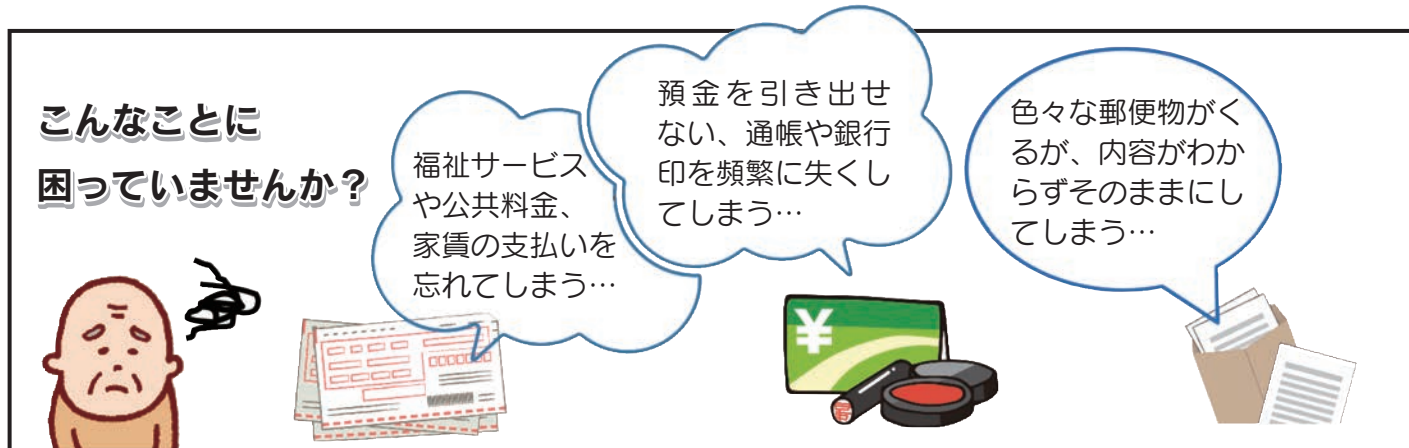


こんな相談にも乗っています

ちいきふくしけんりようごじぎょう

地域福祉権利擁護事業

福祉サービスの利用手続きのお手伝いや日常的な金銭の支払い、通帳などの預かりサービスを行います。社会福祉協議会と契約し、支援を受ける事業です。



あきる野市社会福祉協議会 相談支援係にご相談ください

事業を利用するにあたり、相談者のお宅に数回訪問させていただいて、困っていることや手伝ってほしいことを聞き、どのような支援が必要か相談者と社協職員（専門員）で話し合います。事業の必要性と利用したい旨の意思が確認でき、相談者が契約内容を理解したうえで、支援する内容等を決めて契約を結び、支援が始まります。

サービスを利用できる対象の方

- ① **地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）** あきる野市内在住の方で、加齢による物忘れまたは知的障がい・精神障がいのある方で判断能力に不安のある方
 - ② **福祉サービス利用援助事業（対象拡大）** 判断能力のある要支援・要介護の高齢者または身体障がいのある方
- ※いずれも契約能力のある方が対象です

サービスの内容

基本サービス

福祉サービスの利用援助

- ◆福祉サービスの情報提供・助言
- ◆利用料の支払い手続き支援 等

オプション

日常的な金銭管理サービス

- ◆金融機関への同行、払戻手続き
- ◆公共料金や税金等の支払い手続き

オプション

書類等の預かりサービス

- ◆実印や通帳、年金証書、権利証等の重要な書類を貸金庫で預かります

利用料金

- ① 福祉サービスの利用援助のみもしくは通帳等を本人が保管して日常金銭管理サービスを利用する場合
1回1時間まで1,500円
(以後30分まで毎に600円を加算します)
 - ② 通帳等を社協で預かって福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理サービスを利用する場合
1回1時間まで3,000円
(以後30分まで毎に600円を加算します)
 - ③ 書類等預かりサービス
1か月1,000円
- ※生活保護を受給している方は一部利用料免除

案内図



社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会
生活支援課 相談支援（そうだんしえん）係

〒197-0812

あきる野市平沢175-4 秋川ふれあいセンター1階

電話 042 (533) 3548

FAX 042 (532) 0633

